

懲戒処分公告及び公表等に関する規程

(平成十五年十一月十二日会規第六十号)

改正 平成一九年 三月 一日

同 一九年 五月二五日

同 二〇年二月 五日

(目的)

第一条 この規程は、日本弁護士連合会(以下「連合会」という。)が弁護士法(以下「法」という。)第六十四条の六第三項及び会則第六十八条の規定に基づき官報及び機関雑誌に掲載してする公告、会則第六十八条の二の規定に基づいてする公表並びに会則第六十八条の三の規定に基づいてする通知その他必要な通知について、その適正な運用を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 対象弁護士 懲戒の手續に付された弁護士をいう。
- 二 対象弁護士法人 懲戒の手續に付された弁護士法人をいう。

- 三 懲戒に係る法律事務所 対象弁護士法人の法律事務所のうち、懲戒の処分が除名又は弁護士法人の業務停止の場合はすべての法律事務所、退会命令の場合は退会命令に係る弁護士会の地域内のすべての法律事務所、弁護士法人の法律事務所の場合には業務停止に係る法律事務所をいう。

四 対象弁護士等 懲戒の手續に付された弁護士又は弁護士法人をいう。

五 原弁護士会 法第五十九条に規定する審査請求又は法第六十四条第一項に規定する異議の申出に係る事実につき懲戒請求者が懲戒の請求をした弁護士会をいう。

六 関係官公署 次に掲げる官公署をいう。

- イ 最高裁判所及び検事総長
- ロ 対象弁護士等の所属する弁護士会の地域を管轄する高等裁判所並びにその地域内の各地方裁判所及び各家庭裁判所
- ハ 対象弁護士等の所属する弁護士会の地域を管轄する高等検察庁の検事長及びその地域内の各地方検察庁の検事正
- ニ 対象弁護士等の所属する弁護士会の地域を管轄す

る地方裁判所の地域内の各簡易裁判所
 第三条 連合会は、次の表の上欄に掲げる場合においては、
 ホ 対象弁護士等の所属する弁護士会の地域を管轄す
 それぞれ当該中欄に掲げる公告する媒体に当該下欄に掲
 る地方検察庁の地域内の各区検察庁の上席検察官
 げる事項を掲載して公告する。
 (懲戒の処分等の公告)

<p>公告する場合</p>	<p>公告する媒体</p>	<p>公告する事項</p>
<p>一 弁護士会から法 第六十四条の六第 二項の規定による 弁護士又は弁護士 法人を懲戒した旨 の通知を受けたと き。</p>	<p>官報</p>	<p>イ 懲戒の処分をした弁護士会の名称 口 対象弁護士にあつては、その氏名(職務上の氏名を使用している者につ いては、職務上の氏名を併記する。以下同じ。)、登録番号及び事務所 八 対象弁護士法人にあつては、その名称、届出番号並びに主たる法律事務 所及び懲戒に係る法律事務所 of 名称及び所在地並びにそれらの地域の所属 弁護士会の名称 二 懲戒の処分の内容 ホ 懲戒の処分が効力を生じた年月日</p>
	<p>機関雑誌</p>	<p>イ 懲戒の処分をした弁護士会の名称 口 対象弁護士にあつては、その氏名、登録番号及び事務所 八 対象弁護士法人にあつては、その名称、届出番号、主たる法律事務所、 懲戒に係る法律事務所及びその他の法律事務所の名称及び所在地並びに所 属弁護士会の名称</p>

		<p>二 懲戒の処分内容及び理由の要旨</p> <p>ホ 懲戒の処分が効力を生じた年月日</p>
<p>二 連合会が、法第五十九条に規定する審査請求について却下し、又は棄却する旨の裁決をしたとき。</p>	<p>官報及び機関雑誌</p>	<p>イ 連合会が審査請求について却下し、又は棄却する旨の裁決をした旨</p> <p>ロ 原弁護士会の名称</p> <p>ハ 対象弁護士等の氏名又は名称及び登録番号又は届出番号</p> <p>ニ 原弁護士会がした懲戒の処分内容</p> <p>ホ 原弁護士会がした懲戒の処分が効力を生じた年月日</p> <p>ヘ 裁決が効力を生じた年月日</p>
<p>三 連合会が、法第五十九条に規定する審査請求について懲戒処分を取り消し、又は変更する旨の裁決をしたとき。</p>	<p>官報</p>	<p>イ 連合会が審査請求についての裁決をした旨及びその内容</p> <p>ロ 原弁護士会の名称</p> <p>ハ 対象弁護士等の氏名又は名称及び登録番号又は届出番号</p> <p>ニ 原弁護士会がした懲戒の処分内容</p> <p>ホ 原弁護士会がした懲戒の処分が効力を生じた年月日</p> <p>ヘ 裁決が効力を生じた年月日</p>
	<p>機関雑誌</p>	<p>イ 連合会が審査請求についての裁決をした旨</p> <p>ロ 原弁護士会の名称</p> <p>ハ 対象弁護士等の氏名又は名称及び登録番号又は届出番号</p> <p>ニ 原弁護士会がした懲戒の処分内容</p>

<p>五 連合会が、法第六十条の規定により弁護士又は弁護士法人を懲戒したとき。</p>	<p>四 連合会が、別に会規に規定するところにより原弁護士会がした懲戒の処分効力停止の決定をし、又はその効力停止の決定を取り消したとき。</p>	
<p>官報</p>	<p>官報及び機関雑誌</p>	
<p>イ 連合会が懲戒の処分をした旨 ロ 対象弁護士にあつては、その氏名、登録番号、事務所及び所属弁護士の名称 ハ 対象弁護士法人にあつては、その名称、届出番号並びに主たる法律事務所及び懲戒に係る法律事務所の名称及び所在地並びにそれらの地域の所属弁護士会の名称 ニ 懲戒の処分の内容</p>	<p>イ 原弁護士会がした懲戒の処分の効力を停止し、又は効力の停止を取り消した旨 ロ 原弁護士会の名称 ハ 対象弁護士等の氏名又は名称及び登録番号又は届出番号 ニ 原弁護士会がした懲戒の処分の内容 ホ 原弁護士会がした懲戒の処分が効力を生じた年月日 ヘ 懲戒の処分の効力を停止し、又は効力の停止を取り消した年月日</p>	<p>ホ 原弁護士会がした懲戒の処分が効力を生じた年月日 ヘ 裁決の内容及び理由の要旨 ト 裁決が効力を生じた年月日</p>

<p>六 連合会が、法第六十四条の五第二項又は第四項の規定により異議の申出があつた事案について、弁護士又は弁護士法人を懲戒したとき。</p>	
<p>官報</p>	<p>機関雑誌</p>
<p>イ 連合会が懲戒の処分をした旨 ロ 原弁護士会の名称 ハ 対象弁護士にあつては、その氏名、登録番号及び事務所 ニ 対象弁護士法人にあつては、その名称、届出番号並びに主たる法律事務所及び懲戒に係る法律事務所の名称及び所在地並びにそれらの地域の所属 弁護士会の名称 ホ 原弁護士会がした懲戒の処分の内容又は懲戒しない決定をした旨 ヘ 原弁護士会がした懲戒の処分又は懲戒しない旨の決定が効力を生じた年月日 ト 連合会がした懲戒の処分の内容</p>	<p>ホ 懲戒の処分が効力を生じた年月日</p> <p>イ 連合会が懲戒の処分をした旨 ロ 対象弁護士にあつては、その氏名、登録番号、事務所及び所属弁護士会の名称 ハ 対象弁護士法人にあつては、その名称、届出番号、主たる法律事務所、懲戒に係る法律事務所及びその他の法律事務所の名称及び所在地並びに所属弁護士会の名称 ニ 懲戒の処分内容及び理由の要旨 ホ 懲戒の処分が効力を生じた年月日</p>

<p>七 連合会がした法第五十九条の規定による裁決についての取消しの訴えに関して裁判が確定したとき。</p>	
<p>官報及び機関雑誌</p>	<p>機関雑誌</p>
<p>イ 裁判所の名称 ロ 裁判の内容 ハ 連合会がした法第五十九条の規定による審査請求についての裁決及びその内容 ニ 原弁護士会の名称 ホ 対象弁護士等の氏名又は名称及び登録番号又は届出番号 ヘ 原弁護士会がした懲戒の処分内容</p>	<p>チ 連合会がした懲戒の処分が効力を生じた年月日</p> <p>イ 連合会が懲戒の処分をした旨 ロ 原弁護士会の名称 ハ 対象弁護士にあつては、その氏名、登録番号及び事務所 ニ 対象弁護士法人にあつては、その名称、届出番号、主たる法律事務所、懲戒に係る法律事務所及びその他の法律事務所の名称及び所在地並びに所属弁護士会の名称 ホ 原弁護士会がした懲戒の処分の内容又は懲戒しない決定をした旨 ヘ 原弁護士会がした懲戒の処分又は懲戒しない旨の決定が効力を生じた年月日 ト 連合会がした懲戒の処分の内容及び理由の要旨 チ 連合会がした懲戒の処分が効力を生じた年月日</p>

	<p>八 連合会がした懲戒の処分についての取消しの訴えに關して裁判が確定したとき。</p>	<p>官報及び機関雜誌</p>	<p>九 連合会がした懲戒の処分について効力を停止し、又は効力停止の決定を取り消す旨の裁判があつたとき。</p>
<p>ト 原弁護士会がした懲戒の処分が効力を生じた年月日 チ 裁判が効力を生じた年月日 リ 裁判がされた年月日及び裁判が確定した旨</p>	<p>イ 裁判所の名称 ロ 裁判の内容 ハ 連合会がした懲戒の処分の内容 ニ 対象弁護士等の氏名又は名称及び登録番号又は届出番号 ホ 対象弁護士等の所属弁護士会の名称 ヘ 連合会がした懲戒の処分が効力を生じた年月日 ト 裁判がされた年月日及び裁判が確定した旨</p>	<p>イ 裁判所の名称 ロ 連合会がした懲戒の処分の効力を停止し、又は効力停止の決定を取り消した旨 ハ 連合会がした懲戒の処分の内容 ニ 対象弁護士等の氏名又は名称及び登録番号又は届出番号 ホ 対象弁護士等の所属弁護士会の名称 ヘ 連合会がした懲戒の処分が効力を生じた年月日 ト 懲戒の処分の効力を停止し、又は効力の停止を取り消した年月日</p>	

(弁護士会の関係官公署への通知)

第四条 弁護士会は、所属の弁護士又は弁護士法人を法第五十六条第二項の規定により懲戒したときは、速やかに、関係官公署及び日本司法支援センターに、懲戒処分が戒告である場合を除き次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 懲戒の処分をした弁護士会の名称
- 二 対象弁護士にあつてはその氏名、登録番号及び事務所

三 対象弁護士法人にあつてはその名称、届出番号、主たる法律事務所、懲戒に係る法律事務所及びその他の法律事務所の名称及び所在地並びに所属弁護士会の名称

四 懲戒の処分の内容

五 懲戒の処分が効力を生じた年月日

(連合会の関係官公署への通知)

第五条 連合会は、第三条の表の上欄第二号から第九号までに掲げる場合においては、速やかに、関係官公署及び日本司法支援センターに、同表下欄に掲げる官報に掲載する事項を書面により通知しなければならない。ただし、連合会の処分が戒告である場合及びその処分に対する取

消しの訴えの判決の確定の場合並びに戒告についての審査請求に対する判決の場合及びその裁決に対する取消しの訴えの判決の確定の場合には、この限りでない。

(弁護士会による懲戒処分の公表)

第六条 弁護士会は、所属の弁護士又は弁護士法人を法第五十六条第二項の規定により懲戒したときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- 一 懲戒の処分をした弁護士会の名称
- 二 対象弁護士にあつてはその氏名、登録番号及び事務所

三 対象弁護士法人にあつてはその名称、届出番号、主たる法律事務所、懲戒に係る法律事務所及びその他の法律事務所の名称及び所在地並びに所属弁護士会の名称

四 懲戒の処分の内容及び理由の要旨

五 懲戒の処分が効力を生じた年月日

六 前各号に掲げるほか特に必要と認める事項

2 前項の懲戒処分の公表に関する事項は、この会規に規定するもののほか、各弁護士会の会則又は会規をもつて定める。

(連合会による懲戒に関する処分の公表)

第七条 連合会は、第三条の表の上欄に掲げる場合において相当と認めるときは、同表下欄に掲げる機関雑誌に掲載する事項を公表することができる。ただし、弁護士会の処分が戒告である場合、連合会の処分が戒告である場合及びその処分に対する取消しの訴えの判決の確定の場合並びに戒告についての審査請求に対する裁判の場合及びその裁判に対する取消しの訴えの判決の確定の場合には、弁護士、弁護士法人、弁護士会又は連合会に対する国民の信頼を確保するために必要と認めるときに限り、公表することができる。

(弁護士会による懲戒の手續に付された事案の事前公表)

第八条 弁護士会は、所属の弁護士又は弁護士法人につき綱紀委員会に事案の調査をさせたとき又は懲戒委員会に事案の審査を求めたときは、懲戒に関する処分前であっても、その会則又は会規に定めるところにより、対象弁護士にあつてはその氏名、登録番号及び事務所、対象弁護士法人にあつてはその名称、届出番号、主たる法律事務所、懲戒に係る法律事務所及びその他の法律事務所の名称及び所在地並びに所属弁護士会の名称、事案の概要並びにその他の事項を公表することができる。

(連合会による懲戒の手續に付された事案の事前公表)

第九条 連合会は、前条の場合、連合会が綱紀委員会に事案の調査を求めた場合又は懲戒委員会に事案の審査を求めた場合であつて、弁護士、弁護士会及び連合会に対する国民の信頼を確保するために緊急かつ特に必要と認めるときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- 一 対象弁護士にあつてはその氏名、登録番号及び事務所
- 二 対象弁護士法人にあつてはその名称、届出番号並びに主たる法律事務所、懲戒に係る法律事務所及びその他の法律事務所の名称及び所在地
- 三 対象弁護士等の所属弁護士会の名称
- 四 事案の概要
- 五 前各号に掲げるほか特に必要と認める事項

(規則事項)

第十条 この規程に規定するほか、連合会の懲戒の処分等の公告、関係官公署への通知、懲戒に関する処分の公表及び懲戒の手續に付された事案の事前公表に關し必要な事項は、規則をもつて定める。

附 則

- 1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 第三条の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」

という。)前に弁護士会又は連合会がした懲戒の処分に
ついては、適用しない。

3 施行日前に弁護士会又は連合会がした懲戒の処分
の公告については、なお従前の例による。

附 則(平成一九年三月一日改正)

第一条、第三条の表、第四条、第五条、第六条第一項第
三号、第八条及び第九条第二号の改正規定は、平成十九年
七月一日から施行する。

附 則(平成一九年五月二五日改正)

第三条の表の改正規定は、平成十九年五月二五日から

施行する。

附 則(平成二〇年二月五日会規第九一号)

職務上の氏名に関する規程の制定に伴う会
規(外国特別会員関係を除く。)の整備に
関する規程 第三条改正)抄

1 この規程は、成立の日から起算して二年を超えない範
囲内において理事会で定める日から施行する。

(平成二一年二月一七日理事会決議で平成二二
年二月一日から施行)